



報道発表資料

報道関係者各位

令和元年 12 月 24 日（火）

【照会先】

山形労働局労働基準部賃金室

賃金室長 菊地 佑子

賃金指導官 土井 隆

電話 023-624-8224

FAX 023-624-8345

改正山形県特定（産業別）最低賃金が 12 月 25 日発効

—4 産業すべて 22 円 UP—

山形労働局長（局長：^{かさいなおと}河西直人）は、地域別最低賃金（790 円：本年 10 月 1 日発効済）よりも高い最低賃金を定めることが必要と認めた 4 産業の山形県特定（産業別）最低賃金について、山形地方最低賃金審議会（会長：^{やまかみあきら}山上朗 弁護士）の答申（本年 10 月 21 日）を受けて金額等の改正決定を行いました。本年 12 月 25 日からその効力が発生します。

令和元年度の改正金額は、「ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業」が 859 円（引上げ額 22 円）、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」が 843 円（同 22 円）、「自動車・同附属品製造業」が 858 円（同 22 円）、「自動車整備業（自動車分解整備の業務に従事する者に限る）」が 862 円（同 22 円）となります。（別添 1 参照）

これにより、本年 12 月 25 日以降は、山形県内の 4 産業で事業を営む使用者（4 産業計で約 1,600 事業場）及びその産業の「基幹的労働者」（4 産業計で約 25,000 人）に改正金額が適用されます。

（参考）

別添 1 特定（産業別）最低賃金

別添 2 山形県の最低賃金リーフレット（地域最賃及び特定最賃）

別添 3 特定最低賃金について